

第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回）

1 日時

令和6年12月2日（月） 午前10時10分から正午まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

3 出席者

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、角南委員、瀬戸本委員、
黛委員、増井委員（8名）

※ 欠席 田中委員、安間委員（2名）

4 事務局参加者

坂本教育長、市川指導推進担当部長、藤田指導部指導企画課長、坂本指導部義務教育指導課長、中村指導部特別支援教育指導課長、市村指導部高等学校教育指導課長、小野教職員研修センター研修部教育開発課長、福田指導部主任指導主事（生徒指導担当）、美越主任指導主事（不登校施策担当）、小野指導部主任指導主事（人権教育担当）、鈴木指導部主任指導主事（教育評価・学力調査担当）、山本指導部主任指導主事（産業教育担当）、瀧田指導部主任指導主事（情報教育担当）、濱田統括指導主事（生活指導担当）、金子統括指導主事（生活指導担当）、福地統括指導主事（理数教育・環境教育担当）小柴統括指導主事（特別支援教育担当）、松井統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、松浦統括指導主事（総務部デジタル推進課）、

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材2社

7 審議内容

- (1) 教育長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長選出
- (4) 議事
ア 諮問事項伝達

イ 事務局説明

都内公立学校におけるいじめ防止等の現状について

ウ 審議

いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

皆様、こんにちは。

本日の進行を務めます教育庁指導部主任指導主事の福田でございます。開会に先立ちましていくつか御連絡をさせていただきます。

第 1 に、資料についてです。資料は、机上のタブレット端末にて提示させていただいております。資料の切り替え等も、こちらのタブレットでやっていただくこととなります。操作方法等、御不明な点がございましたら、もしくは途中で分からなくなりましたら、手を挙げていただければすぐに事務局が行きますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第 2 に、本日の取材の状況についてです。本日は、テレビ局 1 社、新聞社 1 社、合計 2 社から会議の取材の申し出を受けております。カメラにつきましては、冒頭の教育長挨拶まで許可いたします。また、本日の傍聴につきましては、傍聴希望者は 0 名ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会をさせていただきます。

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員 7 名の方々に御参加いただいております。定足数に達しております。なお、中村委員につきましては、この後、遅れて御出席いただけるとの御連絡をいただいております。本日の参加者は、8 名となる予定です。安間委員、田中委員につきましては、所用のため、本日は、御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただ今から第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第 1 回会議を開会いたします。本対策委員会規則第 3 条第 2 項によりますと、「対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命または委嘱する」と規定されております。本来であれば、都教育委員会より委員の皆様へ直接委嘱状または発令通知を交付すべきところではございますが、委員の皆様には、既に、御自宅等に郵送でお送りさせていただいております。それをもちまして、交付にかえさせていただきます。

それではここで、東京都教育委員会を代表して、教育長、坂本雅彦から御挨拶を申し上げます。

【坂本教育長】

東京都教育委員会教育長の坂本雅彦でございます。皆様には、第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員を、お引き受けいただき、誠にありがとうございます。

また、本日は、公私ともに御多用の中、本対策委員会に御参会をいただいたことに感謝を改めて申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、都教育委員会は、平成 26 年 8 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づく附

属機関として、本対策委員会を設置いたしました。本対策委員会では、これまで5期10年にわたり、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、御審議をいただいております。

そして、本年の7月には第5期対策委員会から答申をいただいたところでございます。この答申では、各学校における取組の成果として、子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組、教職員が軽微ないじめも積極的に認知をすることができるような取組、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の実績等について、評価をいただいたところでございます。

一方で、「重大事態やその疑いがあったときの対応、教育委員会との連携等を見直すこと」、「教員の保護者対応のスキルの向上など、効果的な研修内容について検討をすること」、「いじめに関する事業を意図的、計画的に実施できるような手だてを検討していくこと」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示されているところでございます。都教育委員会といたしましても、いただいた御意見や御指摘を踏まえまして、いじめ防止の施策や取組を進めてまいります。委員の皆様のお力添えをいただき、更なる改善・充実を図っていきたくと考えているところでございます。

本日は、第6期対策委員会に調査審議をいただく事項について諮問をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、2年間の任期の中で、学校のいじめ防止に係る取組の進捗状況等について検証し、明らかとなった課題の改善に向けて答申をいただきたく、お願いを申し上げます。

また、都立学校において重大事態が発生した場合には、法の規定に基づく調査を行うなどの役割を担っていただく場合もありますことを重ねてお願いを申し上げます。

都教育委員会といたしましては、引き続き、全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

皆様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げて、私からの冒頭の挨拶に代えさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

ありがとうございました。教育長につきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

【坂本教育長】

退席となってしまいますけれども、皆様方、何卒よろしくお願い申し上げます。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

それではカメラの撮影につきましてはここまでとなりますので、どうぞ御協力、よろしくお願いいたします。それでは着座にて失礼させていただきます。

続きまして、本対策委員会の委員の御紹介です。お手元のタブレットで「資料1 委員名簿」をお開きください。この委員名簿の順で、お一人ずつ自己紹介でお願いしたいと思います。では、始めに和田委員お願いいたします。

【和田委員】

和田でございます。3期目となりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

続きまして、宮古委員、お願いいたします。

【宮古委員】

私も同じく3期目になります。国立教育政策研究所の宮古でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

梅田委員、お願いいたします。

【梅田委員】

2期目になります、玉川大学教職大学院の梅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

続きまして、増井委員お願いいたします。

【増井委員】

東京都公立学校と光塩女子学院でスクールカウンセラーをしています増井紀子と申します。初めてで不慣れなこともあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

続きまして、瀬戸本委員、お願いいたします。

【瀬戸本委員】

2期目になります、あきる野市、昭島市でスクールソーシャルワーカーをしております、瀬戸本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

続きまして、角南委員、お願いいたします。

【角南委員】

2期目になります。東京弁護士会所属の弁護士の角南です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

続きまして、黛委員、お願いいたします。

【黛委員】

2期目になります、警視庁の少年育成課の黛でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

皆様ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。東京都教育庁指導推進担当部長、市川茂でございます。

【市川指導推進担当部長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

指導部指導企画課長、藤田修史でございます。

【藤田指導企画課長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

同義務教育指導課長、坂本教喜でございます。

【坂本義務教育指導課長】

坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

同特別支援教育指導課長、中村大介でございます。

【中村特別支援教育指導課長】

よろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

同高等学校教育指導課長、市村裕子でございます。

【市村高等学校教育指導課長】

よろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長、小野隆一でございます。

【小野研修センター研修部教育開発課長】

はい。よろしくお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、本委員会規則について、事務局から御説明いたします。

【事務局（藤田指導企画課長）】

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則について、その要点を御説明申し上げます。資料2を御覧いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

第1条の趣旨でございますが、この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づきまして、本対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の所掌事項につきましては、3点ございます。第1は、都教育委員会の諮問に応じ、都や区市町村の教育委員会、公立学校におけるいじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申すること。第2は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるができること。第3は、都立学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として、同項に規定する調査を行い、その結果を都教育委員会に報告すること。以上の3点で

ございます。

第4条の委員の任期につきましては、2年といたしまして、第6期の任期は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までとなっております。

第5条の委員長につきましては、対策委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めること、委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理すること、委員長に事故があるとき等は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとしております。

第6条の会議及び議事につきましては、対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決すること、都立学校において発生した重大事態の調査を行う場合の会議は、出席委員の過半数の議決により、全部又は一部を公開しないことができるとしております。

第9条の調査部会につきましては、重大事態の調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができること、調査部会は、利害関係を有する委員以外の委員や専門調査員3人以上で組織すること、部会長を置くことなどとしております。

第10条の秘密の保持につきましては、委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことなどとしております。

本規則についての説明は、以上でございます。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

続きまして、ただ今御説明申し上げました規則に基づき、委員長を選出していただきたいと存じます。

どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたか御推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【瀬戸本委員】

はい。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

はい。瀬戸本委員、よろしく願いいたします。

【瀬戸本委員】

学校教育の御経験もおありで、いじめ問題をはじめとして、子供たちの健全育成、生徒指導、それから特別活動論の御専門でいらっしゃる和田孝委員に、第5期に引き続き、委員長をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

ただ今、瀬戸本委員から、和田委員を委員長に推薦したいとの御発言がございました。

委員の皆様にお諮りいたします。和田委員を本委員会の委員長に選出することについて、御意見はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは和田委員を委員長に選任することに御了承いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

皆様の御了承がいただけましたので、和田委員長が本委員会の委員長に選出されました。それではお手数をおかけいたしますが、和田委員長、委員長の席に御移動をお願いいたします。

早速ではございますが、和田委員長から御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【和田委員長】

前期に引き続きまして委員長を仰せつかりました、和田でございます。ここにおいでの方々の御所属、また専門的な知見を生かしていただき、この協議が実効性のあるものになるように御協力いただければありがたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

ありがとうございました。続いて先程の規則に基づきまして、委員長から、委員長の職務を代理する者1名の御指名をいただきたいと存じます。

委員長よろしくをお願いいたします。

【和田委員長】

はい。座ったままで失礼いたします。

それでは、委員長職務代理者として、文部科学省の研究機関で児童・生徒の健全育成に関わる研究をされており、本委員会の第4期・第5期の委員でいらっしゃいます、宮古紀宏委員を指名したいと思います。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

はい。ただ今、和田委員長から、本委員会の委員長職務代理者として宮古委員が指名されました。それでは宮古委員、お手数をおかけいたしますが、職務代理者の席の方に移動していただいてもよろしいでしょうか。

(移動)

それでは、宮古委員長職務代理者から御挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【宮古委員（委員長職務代理者）】

委員長職務代理者を仰せつかりました、宮古でございます。弊所においてもいじめについては非常に重要な案件として、調査研究しておりますけれども、そういった知見も少しでも還元させていただきながら、いじめの防止等について実効性のある取組になるように務めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

ありがとうございました。それでは、これより議事に入りしたいと思います。議事の進行は、

和田委員長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

それでは議事を行います。皆様、進行への御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに都教育委員会から私どもへの諮問事項を伝達願いたいと思っております。指導推進担当部長、よろしくお願いいたします。

【事務局（市川指導推進担当部長）】

東京都いじめ防止対策推進条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について。

2 諮問理由

東京都は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と、保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和 4 年 11 月に、第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和 6 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組、教職員が軽微ないじめも積極的に認知することができるような取組、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の実績が評価されている。

一方で、学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いがあったときの対応、教育委員会との連携を見直すこと、教員の保護者対応のスキルの向上、各校における事例研究など、効果的な研修内容について検討すること、いじめに関する授業を意図的・計画的に実施していくことができるような手だてを検討していること等について、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進」、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」、「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」、「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できる

ようにするための取組の充実」などの6点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第6期東京都教育委員会いじめ防止対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

諮問内容は、以上でございます。

なお、「1 諮問事項」につきましては、第5期と同じ内容を設定してございます。

ここで補足の説明をさせていただきたいと思っております。

本日諮問させていただいた事項は、令和6年11月14日の教育委員会定例会において、決定したものでございます。その際、教育委員会から、本対策委員会で特に御審議いただきたい内容として、大きく3点の意見がございましたので、ここで紹介いたします。

第1に、子供の社会性を育むための一つとして、学校教育における発達支持的生徒指導が必要であり、発達支持的生徒指導の取組を充実させていく必要があること。

第2に、学校は、子供を守ることが最優先であり、そのために、学校だけではなく、学校と家庭が一緒になり、外部の関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の力も借りて、子供を守る必要があるということ。

第3に、いじめが起こったときには、初期対応と教職員の情報共有を確実にを行い、確実に対応しているという情報の透明性を高める必要があるということ。

以上の3点でございます。

それでは2年間、どうぞよろしく願いいたします。

【和田委員長】

ただ今、教育委員会からの諮問事項を承りました。これから、答申までおよそ2年間をかけて、私どもで審議を進めてまいりたいと存じます。委員の皆様どうぞよろしく願いいたします。

次に、事務局から1点、説明いただきます。よろしく願いいたします。

これからは非公開案件となりますので、傍聴の方、報道の方は、御退出いただきますようお願いいたします。

(傍聴人、報道関係者等退室)

【和田委員長】

はい。以上で本日の審議は全て終了となります。進行を事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

和田委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議をいただき、ありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。

まずは会議録についてです。

概ね1ヶ月後を目途に、会議録の案を委員の皆様のメールアドレスに送信させていただきます。お忙しい中、恐縮ではございますが、5日間程度の間で内容を御確認いただきまして、修正がある場合には御連絡の方をお願いしたいと思います。

続きまして、次回開催についてですが、資料9を御覧ください。

先程、丸がついている資料で説明させていただきましたけれども、今回は概ね年明けの2月頃を予定させていただきたいと考えております。こちらにつきましても事前に協議資料等をお送りさせていただきます。第2回につきましては、大きなテーマとして「組織」というところを中心に、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

日程につきまして、改めて皆様と御調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。